

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

### 第55回

#### 中国への進出(その2)―進出形態の選択、駐在員事務所

黒田法律事務所

萱野純子、今津泰輝

中国における外商投資企業に対する規制緩和や中国国民の購買力の向上に伴い、中国を生産の場だけではなく、市場として捉え、中国企業との取引を開始したり、中国に進出する日本企業が増加している。そこで、今回以降は、日本企業の中国企業との関わり方の中でも、主に中国に拠点を設立する場合の注意点について検討したい。

#### 一 中国における拠点の設立

Q1: 日本企業A社は、中国企業との取引が増加していることから、中国に拠点を設けたいと考えています。そこで、中国において、A社がどのような組織を設立することが可能か教えてください。

A1: 日本企業A社が中国において設立することができる拠点として考えられるのは、一般的には、駐在員事務所、独資会社、合弁会社、合作会社です。それぞれの組織形態は、営むことができる業務、業種、優遇措置、利益配分の割合などが異なるため、拠点を設立するに当たって、いかなる組織形態を選択するかについて、慎重に検討する必要があります。

#### 1 外国企業が単独で設立することができる組織

駐在員事務所は、外国の会社又はその他の経済組織の中国における常駐の代表事務所である(外国企業常駐代表事務所の管理に関する暫定規定第1条)。

独資会社は、外国の会社又はその他の経済組織、個人が中国国内において設立した有限責任会社である(外資独資企業法第1条)。

以上の通り、駐在員事務所及び独資会社は、外国企業が単独で設立することができるので、法令に違反しない限り外国企業的意思決定により業務を行うことができるとい

うメリットがある。

## 2 外国企業が中国企業等と共同で設立する組織

合弁会社及び合作会社は、外国の会社又はその他の経済組織、個人が中国の会社又はその他の経済組織と中国国内において共同で設立・運営する会社である(中外合弁企業法第1条、中外合作経営企業法第1条)。

合弁会社及び合作会社は、通常外国企業及び中国企業が共同で設立することとなるため、外国企業が単独で意思決定することができず、共同で設立した会社の運営をめぐる紛争に陥り易いというデメリットがある。その反面、合弁会社又は合作会社がその設立前後において、中国企業が既に設立地域において有している人的・物的資源を活用することができるというメリットがある。

## 3 各組織の特徴

以上の組織形態は、それぞれ具体的に営むことができる業務、業種、優遇措置、利益配分の割合が異なっているなど、設立するに当たって考慮すべき点が多数存在する。そこで、今回以降、駐在員事務所、合弁会社及び合作会社、独資会社の各組織形態を順次検討することとしたい。

### 二 駐在員事務所の業務範囲

Q2: 日本企業A社は、中国において駐在員事務所を設立し、A社が日本において生産した機械を販売することを計画しています。しかし、駐在員事務所は、営業活動を行うことができないと聞きました。そこで、駐在員事務所はどのような業務を行うことができるのか教えてください。

A2: 駐在員事務所は、本国の企業を代表して、その経営範囲内の業務連絡、製品の紹介、市場調査、技術交流、本国の企業が販売した製品の紹介、製品のアフターサービス、無償修理などを行うことができます。しかし、駐在員事務所は、自らの名義で製品を販売したり、販売した製品の代金を受取ったり、独立した業務として製品の保守サービスなどを行うことはできません。

## 1 駐在員事務所の業務範囲

外国企業の中国における駐在員事務所は、当該企業を代表してその経営範囲内の業務連絡、製品の紹介、市場調査、技術交流などの業務活動を行うことができる(外国企業の在中国常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第4条、外国企業常駐代表機構登記管理弁法第3条参照)。また、駐在員事務所は、直接的経営活動以外の活動、すなわち、本社の経営活動のための補助的な業務であるアフターサービス等の活動を引き受けることができる。

これに対して、駐在員事務所は、「直接的経営活動」を行うことができない(外国企業の在中国常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第4条)。この「直接的経営活動」とは、駐在員事務所が行う、自らの名義での契約の締結、生産及び販売などを含む経営活動のことである。したがって、外国企業の駐在員事務所は、中国において自らの名義で契約を締結したり、又は、製品を生産する業務に従事してはならない。なお、駐在員事務所が直接的経営活動を行った場合には、過料、財物の没収、登記証の没収、業務停止などの処分が課せられる可能性があるので注意が必要である(外国企業常駐代表機構登記管理弁法第15条、第16条)。

以上のことから、駐在員事務所が本国の企業の製品を中国において紹介し、中国のユーザーが当該製品を購入しようとする場合、当該駐在員事務所名で契約してはならず、本国の企業名で契約を締結しなければならない。また、代金は、駐在員事務所が受取るのではなく、ユーザーから本国の企業に直接送金する必要がある。

また、駐在員事務所が本国の企業の製品を中国において紹介し、中国のユーザーが当該製品を購入しようとする場合、ユーザーと本国の企業との貿易となるので、ユーザーが対外貿易経営権を有していない場合には、いったん対外貿易経営権を有している中国企業等に製品を販売し、その中国企業からユーザーに対して販売しなければならないという煩雑な手続を取らなければならない点に注意が必要である。中国において、対外貿易経営権を有していない中国企業または個人が対外貿易をすることができないことについては、前号の「中国への進出(その1)」をご参照いただきたい。

## 2 今後の動向

これまで、日本企業が、日本または他国において生産した製品を自ら中国において販売したいと考えた場合、(田)中国企業がマジョリティを持つ合弁の卸売・小売会社などを共同で設立するか、あるいは、(月)駐在員事務所を設立して、直接的には対外貿易

経営権を有する中国企業と貿易し、さらに、当該中国企業がユーザーに販売するという煩雑な手続を取るなどの方法しかなかった。しかし、中国が2001年にWTOへ加盟し、それに伴い中国政府が行っている規制緩和の流れの中で、昨年、100パーセント外資企業による小売業・卸売業への参入が原則的に解禁された（外商投資商業領域管理弁法参照）。したがって、これからは、自社製品を中国において販売するために駐在員事務所を設立することに代わって、小売・卸売のための独資企業を設立する日本企業が飛躍的に増加すると考えられる。

### 三 駐在員事務所の設立

Q3: 駐在員事務所を設立することは、会社を設立するよりも手続的に簡便であるため、日本企業A社は、中国において駐在員事務所を設立することを決定しました。そこで、具体的に駐在員事務所を設立するためにいかなる手続が必要であるかを教えてください。

A3: 外国企業が中国において駐在員事務所の設立を申請する場合には、対外貿易経営権を有している会社、または、審査許可機関が許可した対外経済貿易組織及び涉外サービス単位を身元引受単位として、これらの会社等に委託しなければなりません。

また、外国企業は、当該身元引受単位を通じて、(日)駐在員事務所設立の申請書、(月)外国企業の登記簿謄本又は抄本のような開業の適法な証明書、(火)取引銀行が発行する資本信用状況証明書、(水)常駐代表への授權委任状などを審査許可機関に提出する必要があります。

その後、駐在員事務所の首席代表は、審査許可機関の許可日から30日以内に、許可証書を登記機関に提示して登記手続をとる必要などがあります。

外国企業が中国において駐在員事務所の設立を申請する場合には、対外経済貿易経営権を有している会社、又は、審査許可機関が許可した対外経済貿易組織及び涉外サービス単位を身元引受単位として委託しなければならない（外国企業の在中國常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第10条）。また、当該身元引受単位が外国企業に代わって審査許可機関に対して資料を提出し、申請手続を行う必要がある（同条）。

駐在員事務所の審査許可機関は、業種ごとに決まっている。例えば、貿易業、製造業、貨物運送代理業については、中国商務部(旧対外貿易経済合作部、なお実際の審査許可は、通常、商務部の授権を受けた地方の対外経済貿易主管部門が行う)に許可を申請し、金融業、保険業については、中国人民銀行に許可を申請する(外国企業常駐代表事務所の管理に関する暫定規定第4条)。

外国企業が審査許可機関に対して提出しなければならない資料は以下のとおりである(外国企業の在中国常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第12条)。

(ロ) その企業の董事長又は総経理が署名した申請書。その内容は、その企業の概況、駐在員事務所設置の目的、駐在員事務所の名称、派遣人員(首席代表、代表)、業務範囲、駐在期限、事務所の住所を含む。

(ハ) その企業所在国の関係当局が交付した開業の適法な証明書(例:登記簿謄本、現在事項全部証明書)(副本)

(ニ) その企業と業務関係を有する銀行が発行する資本信用状況証明書(正本)

(ホ) 駐在員事務所首席代表及び代表に対する当該企業の董事長又は総経理が署名した委任状、首席代表及び代表の履歴書及び身分証明書(写し)

(ヘ) 「外国企業常駐代表機構設立申請表」及び「外国企業常駐代表機構人員申請表」

(コ) 審査許可機関が提出する必要があると認定したその他の申請書類

駐在員事務所の設立申請の後、許可が出た場合には、首席代表が審査許可機関から許可証書を受領し、かつ許可の日から30日以内に、許可証書を登記機関に提示し登記手続をとる必要がある(外国企業の在中国常駐代表機構の審査許可及び管理に関する実施細則第14条)。仮に、30日以内に登記手続をとらない場合には、許可証書は自動的に失効することになるため注意が必要である(同条)。また、駐在員事務所は、登記手続をとった後30日以内に、公安機関、税務機関、税関、銀行などの部門に登記証などを提示し、関連する手続を取らなければならない(同細則第15条)。